第１０７号議案

町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

町田市自転車等の放置防止に関する条例（昭和５８年４月町田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（禁止区域の指定又は解除）
第１４条　略
２　略
３　市長は、禁止区域を指定し、又は解除するときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。
（移送した自転車等の措置）
第１６条　略
２　市長は、前項の規定により移送した自転車等を保管したときは、当該自転車等が放置されていた場所にその旨を掲示しなければならない。
３～５　略
別表第２（第１７条関係）
<table><tr><td>自転車</td><td>１台につき４，０００円</td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>１台につき６，０００円</td></tr></table></td><td>（禁止区域の指定又は解除）
第１４条　略
２　略
３　市長は、禁止区域を指定又は解除するときは、あらかじめ町田市交通安全推進協議会の意見を聞かなければならない。
（移送した自転車等の措置）
第１６条　略
２　市長は、前項の規定により移送した自転車等を保管したときは、当該自転車等が放置されていた場所にその旨を告示しなければならない。
３～５　略
別表第２（第１７条関係）
<table><tr><td>自転車</td><td>１台につき３，０００円</td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>１台につき５，０００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以後に移送する自転車等の引取りについて適用し、同日前に移送した自転車等の引取りについては、なお従前の例による。